

【PTA賠償責任保険】

被保険者	対象となる事故	保険金額（支払限度額）
単位PTA 都市PTA連合会	PTA管理下における次の賠償責任を負担することによって被る損害 ① PTA活動の遂行に起因して生じた偶然的な事故により、PTA活動参加者や第三者の生命または身体を害したり、財物を損壊させる等により、PTAが負担する法律上の賠償責任 ② PTA会員および児童・生徒が、使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（保管物）をPTA会員および児童・生徒が損壊、紛失、盗取されたこと等による法律上の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害 1名5千万円／1事故5億円 (免責金額 1事故につき1,000円) ・財物損壊 1事故500万円 (免責金額 1事故につき1,000円) ・保管物の損壊・紛失・盗取 1名につき 10万円 保険期間中 500万円 (免責金額 1事故につき5,000円)

連絡先はこちら

ケガ・請求にかか る連絡先

受付時間
365日24時間（土日祝日含む）

〈事故受付センター〉
東京海上日動 事故受付センター

連絡先：**0120-119-110**

保険にかか るお問い合わせ先

営業時間
平日 9:00~17:00
※土日・祝日、年末・年始は
休業させていただきます。

〈取扱代理店〉
東京海上日動パートナーズ九州 大分支店大分支社
〒870-0839 大分県大分市金池南1丁目5番1 コレジオ大分2階
TEL: 0120-800-577 FAX: 097-547-9485

〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社 大分支店Cチーム
〒870-8562 大分県大分市荷揚町3-6 大分東京海上日動ビル5階
TEL: 097-536-2120 FAX: 050-3385-6349

制度全般にかか るお問い合わせ先

大分県PTA連合会事務局
〒870-0951 大分県大分市大字下郡496-38 大分県教育会館2階
TEL: 097-556-9055 FAX: 097-556-9155

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決 できない場合には一般社団法人日本損害保険協
会に解決の申し立てを行うことができます

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル 0570-022-808（通話料有料）

- ・受付時間：午前9:15~午後5:00（土日・祝日および12/30~1/4を除きます）
- ・詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）